

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人フミダス(以下「法人」という。)の定款第 27 条に基づき、法人の 役員(第 2 条第 1 号で定義される。)及び評議員の報酬等並びに費用 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3)常勤の監事とは、監事のうち、当機構を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対 価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第 3 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 1,500 万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。

- 2 常勤でない理事に対しては、理事会又は評議員会等に出席の都度、日額 3 万円を報酬等として支給する。ただし、常勤でない理事に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100 万円を超えないものとする。
- 3 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の 総額が 1 名当たり 1,500 万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤の監事は、本項又は次項の規定により定められた監 事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。

- 4 常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり60万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤でない監事は、常勤の監事が設置されていない場合、本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。
- 5 評議員に対しては、評議員会等に出席の都度、日額3万円を報酬等として支給する。ただし、評議員に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、200万円を超えないものとする。
- 6 代表理事及び業務執行理事を除く理事、監事、評議員に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 法人は、役員及び評議員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額(ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を毎月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。
- 2 常勤でない理事及び評議員に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。
 - 3 常勤でない監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を2で除した金額(ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を出席の都度、翌月10日に本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第7条 この規程の改定は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。